

## 業務委託契約書（案）

1 委託業務の名称 道路メンテナンス事業（橋梁補修）特別管理産業廃棄物処理業務委託

2 委託番号 07-FI53-Y3

3 委託場所 能代市二ツ井町荷上場（琴音橋）

4 履行期間 令和7年〇〇月〇〇日から令和8年3月31日まで

5 業務委託料 ￥  
(うち取引にかかる消費税額および地方消費税額) ￥

6 契約保証金 〇〇〇〇円（※納付の場合）  
秋田県財務規則第178条第号の規定により免除（※免除の場合）

上記の委託業務について、排出事業者（以下、「発注者」という。）と処理業者（以下、「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年〇〇月〇〇日

発注者 秋田県能代市御指南町1番10号  
職氏名 秋田県山本地域振興局長 伊勢 弘 印

受注者  
住所  
商号又は名称  
氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守しなければならない。

(委託内容)

第2条

1 受注者の事業範囲（※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項に基づく許可の場合）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：秋田県

許可の有効期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業の範囲：別紙許可証（写し）のとおり

許可の条件：別紙許可証（写し）のとおり

許可番号：別紙許可証（写し）のとおり

特別管理産業廃棄物処分業に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：秋田県

許可の有効期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業区分：別紙許可証（写し）のとおり

産業廃棄物の種類：別紙許可証（写し）のとおり

許可の条件：別紙許可証（写し）のとおり

許可番号：別紙許可証（写し）のとおり

1 受注者の事業範囲（※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4第1項に基づく認定の場合）

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、認定証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、認定事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の認定証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

認定の種類	低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類	
無害化処理の用に供する施設の種類	
収集運搬の有無	
認定番号（認定の年月日）	

## 2 委託する産業廃棄物の種類及び予定数量

発注者が受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類： 低濃度P C B含有廃棄物（塗膜くず、研削材含む）

P C B濃度 0.90mg/Kg、鉛 14%

予定数量： 3,000Kg

## 3 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を以下のとおり処分するものとする。

処分事業者の名称	
無害化処理の用に供する施設の場所	
無害化処理の方法	
無害化処理の用に供する施設の処理能力	

## 4 最終処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を処理した後に発生する副産物及び残渣等は有効活用するが、使用できない廃棄物は次のとおり最終処分場で処分する。

最終処分先番号	
事業場名称	
所在地	
処分の方法	
施設処理能力	

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ受注者に提供しなければならない。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 発注者は、上記の内容以外にも受注者の求めに応じて、適正処理に必要な情報を受注者に提供するものとする。

3 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

- 4 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は発注者から委託された産業廃棄物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、当該産業廃棄物を引き取ることとする。

(発注者及び受注者の責任範囲)

第4条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 受注者が前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- 3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(義務の譲渡、承継当)

第6条 受注者は、発注者の承認を得ないで、この契約にかかる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(業務の一時停止)

第7条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止するとともに、当該事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により発注者に対して通知するものとする。なお、前記適正処理が困難となる事由が生じている間においては、発注者は受注者に対して新たな処理の委託は行わないこととする。

- 2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

(委託業務完了報告及び検査)

第8条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処理業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務完了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストA、B 2票又は電子マニフェストの運搬完了報告で、処分業務については、マ

ニフェストD、E票又は電子マニフェストの処分完了報告で代えることができるものとする。

- 2 発注者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内にその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに補正をして提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は、受注者が負担するものとする。

#### (委託料の支払い)

- 第9条 委託料は、前条の規定により引渡しを受けた後、受注者から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 2 第2条第2項の予定数量は、増減する場合がある。

#### (契約不適合責任)

- 第10条 受注者は、業務完了報告書の検査合格後1年間に、発注者から委託された産業廃棄物の処理に関して直ちに発見することができない種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該事項を修補しなければならない。

#### (契約内容の変更)

- 第11条 発注者は、必要があると認められるときは、委託業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、委託期間又は委託料を変更しようとするとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるとき等、必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議の上、書面により当該変更内容を定めるものとする。
  - 3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約の解除)

- 第12条 発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- 2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
  - 3 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は次の措置を講じなければならない。

##### （1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処理の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処理を行わしめるものとし、その負担した費用等を受注者に対して請求することができる。

#### (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### 4 受注者による責任においてこの契約が解除されたときは、受注者は、委託料の100分の10の金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うものとする。

##### (談合その他の不正行為による解除)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- 二 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

##### (暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第14条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

##### (機密保持)

第15条 発注者及び受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

##### (契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

##### (疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者と受注者が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。